

## 無期懲役受刑者に関する研究（その2）

～担当職員に対する調査から～

矯正協会附属中央研究所 保木 正和

松村 猛

増田 哲三\*

横浜少年鑑別所 浅野 千晶\*\*

市原学園 田島 秀紀\*\*

キーワード：無期懲役受刑者，担当職員，勤務意識，収容分類級

### I はじめに

本研究は、紀要第12号に発表した「無期懲役受刑者に関する研究」（以下、「本研究の（その1）」と言う。）の続報である。前回は、無期懲役受刑者の属性等を含めた実態やその意識を明らかにすることを目的とし、長期間にわたる受刑生活での受刑者の意識の変容過程について考察を行った。

その結果を要約すると、無期懲役受刑者の60%は刑務所初入の者であり、在所期間を5年ごとに区切ると「21年以上」群が24.6%と最も多かった。また、身元引受状況についてみると、「受入可」の割合は男子が60%弱、女子では70%強と受刑者一般を基準にして比較するとやや高かった。暴力団等関係者が少なく、初めて刑務所に入所している者が多いこと等から、犯罪行為を繰り返して、家族との関係を悪化させている者は少ないと予想され、そのことが身元引受状況の良さにつながっていると推察された。とはいえ、男女とも配偶者のいない受刑者が半数以上おり、その場合の引受人は親などの親族になるのであろうが、長期にわたる受刑期間中に親と死別する可能性も少なくはなく、一概に無期懲役受刑者の引受状況は良好であるとはいえないことも確認された。さらに、無期懲役受刑者の意識調査からは、受刑者の変容過程として、入所後しばらくは所内生活に対する不満やいらだちが強いが、在所期間が10年程になったころから表面的には安定期といえるような時期を迎え、その後はそのまま安定期が継続する場合と、やや不安定な時期を迎える者の二群に分かれる可能性があること、ただし、過去の研究（森岡1959；橋本1969）と比較すると、安定期までの期間が長期化していること等が示された。

\* 前矯正協会附属中央研究所

\*\* 元矯正協会附属中央研究所

本研究は、無期懲役受刑者に関して多角的に研究を行うことを目的として企画し、無期懲役受刑者本人に対する直接調査に加えて、無期懲役受刑者を処遇する施設職員の意識調査を実施した。今回は、その施設職員に対する意識調査を分析・検討した結果の報告である。

## Ⅱ 目的

実際に無期懲役受刑者の処遇に当たっている職員の意識を調査することにより、同受刑者の処遇の問題点、困難性等を明らかにし、今後の処遇に資する資料を提示する。

## Ⅲ 方法

### 1 調査対象

無期懲役受刑者を収容している全国行刑施設（拘置所、医療刑務所を除く。）23庁の処遇部処遇部門に所属し、無期懲役受刑者の処遇に携わっている副看守長以下の職員（除く夜勤）が対象である。回収した調査票のうち、年齢、勤務年数等が不明の者を除く235名（男子193名 女子42名）分を有効回答として分析を行った。

### 2 調査期間

平成13年10月25日から同年12月14日まで

### 3 調査方法

担当職員用調査票と封筒を一括して調査対象職員に配付し、調査対象職員が個別に調査票に記入した後に、封入して、これを施設ごとにまとめて回収した。

なお、調査への協力は任意であることを事前に伝えている。

### 4 調査内容

調査内容は、以下のとおりである。

なお、具体的な質問項目については、文末に掲げる調査票の内容を参照されたい。

- ① 性別
- ② 年齢
- ③ 階級
- ④ 勤務内容
- ⑤ 勤務年数

## ⑥ 無期懲役受刑者処遇の継続意思

無期懲役受刑者の処遇に今後も携わっていききたいかという質問に対し、「どうしても替わりたい」から「ずっと続けたい」までの5段階評定とした。

## ⑦ 担当する無期懲役受刑者に関する情報量

担当している無期懲役受刑者の犯罪内容、生育歴などをどの程度知っているかについて、「よく知っている」から「まったく知らない」までの5段階評定とした。

## ⑧ 無期懲役受刑者であることをどのくらい意識しているか

担当している受刑者が無期懲役受刑者であることをどの程度意識しているかについて、「非常に意識している」から「ほとんど意識していない」までの5段階評定とした。

## ⑨ 無期懲役受刑者と有期懲役受刑者の処遇上の違い

無期懲役受刑者の処遇と、有期懲役受刑者に対する処遇の違いに関して、疲労感、不快感、重責感、緊張感の4項目について、「強い」から「弱い」までの5段階評定とした。

なお、分析に当たっては、得点の高い方がその傾向が強くなるように得点を変換した。

## ⑩ 処遇する上で特に気を付けている点

無期懲役受刑者の処遇に当たって、特に気を付けていることを自由記述方式での回答とした。

## ⑪ 無期懲役受刑者における仮釈放までの期間

現在の仮釈放までの期間について、どのように考えているかを尋ねた項目である。「現在のままでは短すぎる」、「適当である」、「長すぎる」の選択肢からの択一とした。

## IV 結果

### 1 調査対象者の属性

#### (1) 性別及び年齢

表1は、性別に各年代の人数及びその構成比をまとめたものである。調査対象者235名のうち、193名（82.1%）が男子職員、42名（17.9%）が女子職員である。また、男子職員の平均年齢は40歳、最高年齢は60歳、最年少者の年齢は26歳であり、女子職員では、平均年齢は34歳、最高年齢は59歳、最年少者の年齢は21歳であった。

#### (2) 階級、勤務内容及び勤務年数

表2は、男女別に調査対象者の階級を示したものである。男子では「看守部長」が44.4%、女子では「主任看守・看守」が64.3%と最も多くなっている。男子と女

子を比較すると、男子職員の方がやや階級の高い職員の割合が多いことが分かる。

次に、男女別に勤務内容を調査したものが表3である。男女とも「工場担当」者が最も多い点は共通しているが（男子65.3%、女子45.2%）、女子では「その他」と回答した割合も多い。「その他」の具体的な内容としては、処遇担当者、職業訓練担当者、外国人担当者等である。

表4は、勤務年数を男女別に示したものである。男子では、勤務年数が10年～20年未満の群がほぼ半数であるのに対して、女子では10年未満の群が52.4%と最も多くなっており、女子職員の方が勤務年数が短い職員が多いことが分かる。ちなみに、男子の平均勤務年数は18.39年、女子は11.86年であり、平均において6.53年の差があった。

表1 対象者の性別と年齢

| 年齢    |     | 性別      |         | 合計      |
|-------|-----|---------|---------|---------|
|       |     | 男       | 女       |         |
| 20代   | N   | 8       | 19      | 27      |
|       | (%) | (4.1)   | (45.2)  | (11.5)  |
| 30代   | N   | 85      | 14      | 99      |
|       | (%) | (44.0)  | (33.3)  | (42.1)  |
| 40代   | N   | 80      | 4       | 84      |
|       | (%) | (41.5)  | (9.5)   | (35.7)  |
| 50代以上 | N   | 20      | 5       | 25      |
|       | (%) | (10.4)  | (11.9)  | (10.6)  |
| 合計    | N   | 193     | 42      | 235     |
|       | (%) | (100.0) | (100.0) | (100.0) |

表2 対象者の階級

| 階級          |     | 性別      |         | 合計      |
|-------------|-----|---------|---------|---------|
|             |     | 男       | 女       |         |
| 副看守長        | N   | 32      | 7       | 39      |
|             | (%) | (16.6)  | (16.7)  | (16.6)  |
| 看守部長        | N   | 85      | 7       | 92      |
|             | (%) | (44.0)  | (16.7)  | (39.1)  |
| 主任看守<br>・看守 | N   | 76      | 27      | 103     |
|             | (%) | (39.4)  | (64.3)  | (43.8)  |
| その他         | N   | 0       | 1       | 1       |
|             | (%) | -       | (2.4)   | (0.4)   |
| 合計          | N   | 193     | 42      | 235     |
|             | (%) | (100.0) | (100.0) | (100.0) |

表3 対象者の勤務内容

| 勤務内容        |     | 性別      |         | 合計      |
|-------------|-----|---------|---------|---------|
|             |     | 男       | 女       |         |
| 工場担当        | N   | 126     | 19      | 145     |
|             | (%) | (65.3)  | (45.2)  | (61.7)  |
| 舎房担当        | N   | 30      | 2       | 32      |
|             | (%) | (15.5)  | (4.8)   | (13.6)  |
| 交代担当        | N   | 4       | 6       | 10      |
|             | (%) | (2.1)   | (14.3)  | (4.3)   |
| 内掃・<br>営繕担当 | N   | 12      | 1       | 13      |
|             | (%) | (6.2)   | (2.4)   | (5.5)   |
| その他         | N   | 21      | 14      | 35      |
|             | (%) | (10.9)  | (33.3)  | (14.9)  |
| 合計          | N   | 193     | 42      | 235     |
|             | (%) | (100.0) | (100.0) | (100.0) |

表4 勤務年数

| 勤務年数         |     | 性別      |         | 合計      |
|--------------|-----|---------|---------|---------|
|              |     | 男       | 女       |         |
| 10年未満        | N   | 16      | 22      | 38      |
|              | (%) | (8.3)   | (52.4)  | (16.2)  |
| 20年未満        | N   | 97      | 13      | 110     |
|              | (%) | (50.3)  | (31.0)  | (46.8)  |
| 30年未満        | N   | 68      | 5       | 73      |
|              | (%) | (35.2)  | (11.9)  | (31.1)  |
| 30年以上        | N   | 12      | 2       | 14      |
|              | (%) | (6.2)   | (4.8)   | (6.0)   |
| 合計           | N   | 193     | 42      | 235     |
|              | (%) | (100.0) | (100.0) | (100.0) |
| 平均勤務年数(単位は年) |     | 18.39   | 11.86   |         |

## 2 無期懲役受刑者の処遇に関する意識

無期懲役受刑者の処遇に関する意識の分析を行うに当たり、調査対象者を勤務年数及び勤務する施設の収容分類級別に分類することとした。その理由は、第一に処遇についての意識は個人の勤務年数によってかなり差があるのではないかと考えたこと、第二には、一口に無期懲役受刑者といっても、犯罪傾向の進捗や、男子か女子かといった受刑者の質的な違いによって、それらの処遇に当たっている職員の意識も大きく異なるのではないかと考えたことによる。

表5は、勤務年数及び収容分類級により分類した3群（①LA級：犯罪傾向が進んでおらず、執行刑期8年以上の者、②LB級：犯罪傾向が進んでいて、執行刑期8年以上の者、③W級：女子）に含まれる人数及び構成比を示したものである。

勤務年数による職員の意識の違いを分析するために、収容分類級別に、それぞれの群に含まれる対象職員の人数がほぼ均等になるように3群（Ⅰ群、Ⅱ群、Ⅲ群）に分けた。つまり、勤務年数の各群は、単純な勤務年数によって区分されるのではなく、収容分類級の職員集団内における、相対的なポジションを表している。その結果、LA級及びLB級の職員では、Ⅰ群が勤務年数2～15年、Ⅱ群が勤務年数16～21年、Ⅲ群が勤務年数22年以上となった。また、W級の職員は、Ⅰ群が勤務年数2～5年、Ⅱ群が勤務年数6～10年、Ⅲ群が勤務年数11年以上となった。LA級及びLB級とW級の勤務年数による区分が異なるのは、調査対象となった女子職員の勤務年数が男子職員と比較して全体として短いためである。

以降は、勤務年数及び収容分類級別に分析を行うこととする。

表5 収容分類級及び勤務年数による分類

|    |     | LA級     | LB級     | W級      | 合計      |
|----|-----|---------|---------|---------|---------|
| Ⅰ群 | N   | 21      | 53      | 11      | 85      |
|    | (%) | (32.3)  | (38.1)  | (35.5)  | (36.2)  |
| Ⅱ群 | N   | 20      | 42      | 9       | 71      |
|    | (%) | (30.8)  | (30.2)  | (29.0)  | (30.2)  |
| Ⅲ群 | N   | 24      | 44      | 11      | 79      |
|    | (%) | (36.9)  | (31.7)  | (35.5)  | (33.6)  |
| 合計 | N   | 65      | 139     | 31      | 235     |
|    | (%) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) |

注1) LA・LB級の各群の勤務年数の内訳は、「Ⅰ群」が2～15年、「Ⅱ群」が16～21年、「Ⅲ群」が22年以上である。

注2) W級の各群の勤務年数の内訳は、「Ⅰ群」が2～5年、「Ⅱ群」が6～10年、「Ⅲ群」が11年以上である。

## (1) 継続意思

無期懲役受刑者の処遇に今後も携わっていききたいかどうかを尋ねた項目である。「どうしても替わりたい」から「ずっと続けたい」の5件法で回答を求め、分析に当たっては、継続意思が強い方が高得点となるよう、それぞれ1点～5点で得点化した。

勤務年数及び収容分類級の二要因で分散分析を行った結果（表6及び図1参照）、収容分類級による主効果のみが有意であった。そこで、収容分類級についてLSD法による多重比較を行ったところ、LA級受刑者を処遇する職員が他の群（LB・W級）に比べて有意に継続意思が強いことが分かった。

表6 継続意思についての二要因分散分析結果

|            |    | LA級                | LB級   | W級    |
|------------|----|--------------------|-------|-------|
| I群         | M  | 3.60               | 3.08  | 3.18  |
|            | SD | 0.821              | 0.860 | 0.751 |
| II群        | M  | 3.89               | 3.56  | 2.89  |
|            | SD | 0.875              | 1.026 | 0.333 |
| III群       | M  | 3.75               | 3.38  | 3.09  |
|            | SD | 1.032              | 0.825 | 0.302 |
| 収容分類級による   |    | 7.737** LA > LB, W |       |       |
| F値 勤務年数による |    | 0.502              |       |       |
| 交互作用       |    | 0.836              |       |       |

注) \*\* は1%未満で有意であることを示す。

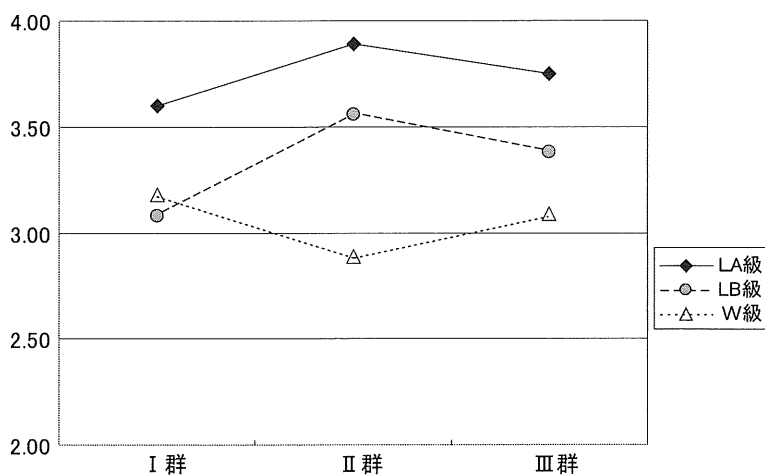


図1 継続意思の平均

## (2) 無期懲役受刑者に関する情報量

担当している無期懲役受刑者の犯した犯罪内容や生育歴などをどの程度知っているかを尋ねた項目である。「まったく知らない」から「よく知っている」まで、1点～5点で得点化した。

勤務年数及び収容分類級の二要因分散分析を行った結果（表7及び図2参照）、勤務年数による主効果と交互作用が有意であった。さらに多重比較を行ったところ、勤務年数が長いほど無期懲役受刑者についての情報をよく知っていること、そして、その傾向は、W級施設の職員においてかなり強いことが分かった。

表7 情報量についての二要因分散分析結果

|          |         | LA級                            | LB級   | W級    |
|----------|---------|--------------------------------|-------|-------|
| I群       | M       | 3.80                           | 3.87  | 3.18  |
|          | SD      | 0.523                          | 0.687 | 0.751 |
| II群      | M       | 3.74                           | 4.02  | 4.11  |
|          | SD      | 0.806                          | 0.758 | 0.601 |
| III群     | M       | 3.92                           | 4.02  | 4.27  |
|          | SD      | 0.504                          | 0.715 | 0.647 |
| 収容分類級による |         | 1.190                          |       |       |
| F値       | 勤務年数による | 6.713** III群>I群                |       |       |
|          | 交互作用    | 2.833* WIII>LAI, LAII//ほか全て>WI |       |       |

注) \*\* は1%, \* は5%未満で有意であることを示す。

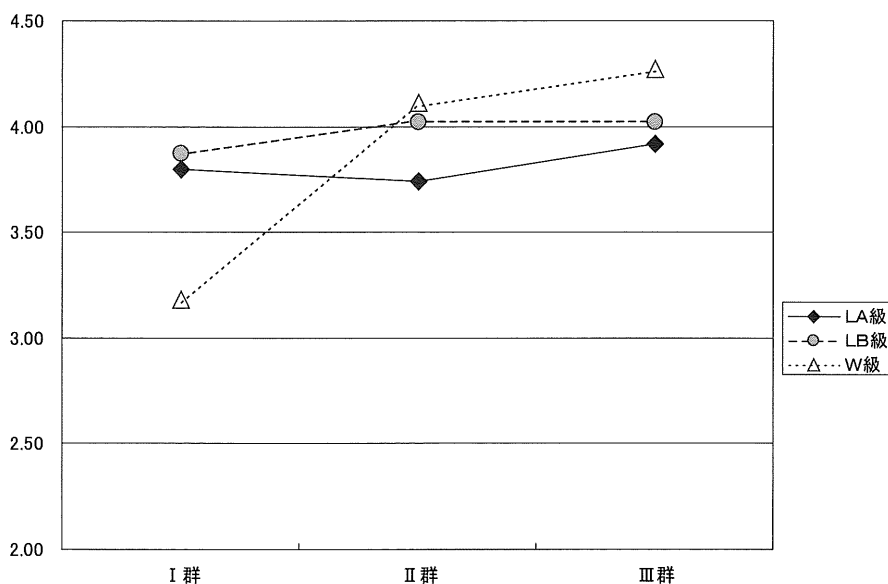


図2 情報量の平均

## (3) 無期懲役受刑者であることをどのくらい意識しているか

担当している受刑者が無期刑であることをどの程度意識しているかを尋ねた項目である。「ほとんど意識していない」から「非常に意識をしている」まで、1～5点で得点化した。

表8は、勤務年数及び収容分類級の二要因分散分析の結果を、図3は各群の平均値を示したものである。無期懲役受刑者に関する情報量と同様、勤務年数による主効果と交互作用が有意であった。また、多重比較の結果からは、I群よりもIII群の方が無期懲役受刑者であることを意識して処遇に当たっていることが分かった。

表8 意識の程度についての二要因分散分析結果

|          |         | LA級                                  | LB級   | W級    |
|----------|---------|--------------------------------------|-------|-------|
| I群       | M       | 3.85                                 | 3.69  | 2.91  |
|          | SD      | 0.745                                | 0.897 | 1.044 |
| II群      | M       | 3.84                                 | 3.63  | 3.89  |
|          | SD      | 0.958                                | 0.888 | 0.782 |
| III群     | M       | 3.75                                 | 4.10  | 3.91  |
|          | SD      | 0.897                                | 0.692 | 0.831 |
| 収容分類級による |         | 1.053                                |       |       |
| F値       | 勤務年数による | 3.842* III群 > I群                     |       |       |
|          | 交互作用    | 2.657* LBIII > LBI, LBII //ほか全て > WI |       |       |

注) \* は5%未満で有意であることを示す。

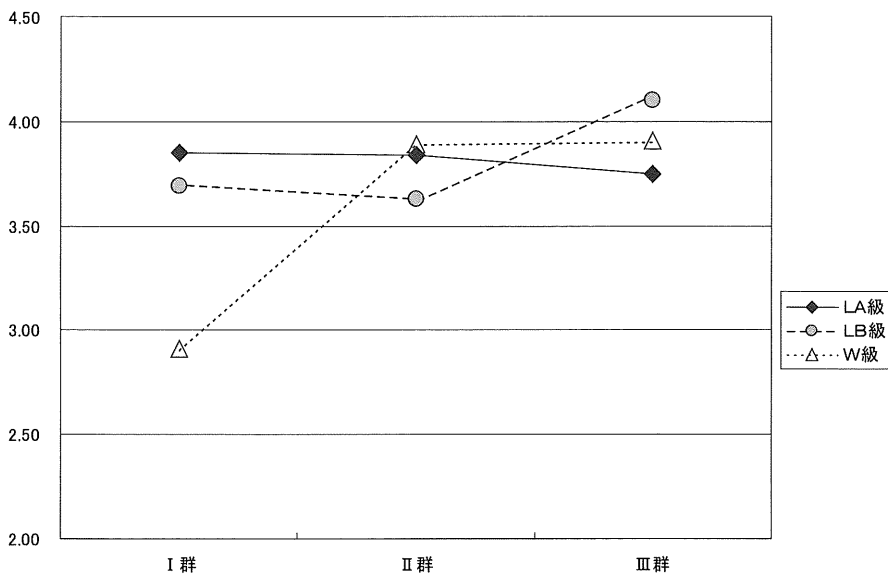


図3 意識の程度の平均



## (4) 無期懲役受刑者と有期懲役受刑者の処遇上の違い

無期懲役受刑者と有期懲役受刑者の処遇上の違いについて、疲労感、不快感、重責感、緊張感の4項目について尋ねた。「弱い」から「強い」まで、1点～5点で得点化し、勤務年数及び収容分類級の二要因分散分析を行った。その結果を表9～12に、また、各群における平均値をプロットしたものを図4～7に示す。

これらの4項目のうち、疲労感及び不快感については収容分類級別による主効果が有意であった。そこで、LSD法による多重比較を行ったところ、疲労感、不快感ともにLA・LB級施設職員がW級施設職員よりも得点が高いことが分かった。

なお、重責感、緊張感については有意な差を見いだすことはできなかった。

表9 疲労感についての二要因分散分析結果

|            |    | LA級              | LB級   | W級    |
|------------|----|------------------|-------|-------|
| I群         | M  | 3.50             | 3.52  | 2.55  |
|            | SD | 0.761            | 0.671 | 0.820 |
| II群        | M  | 3.47             | 3.51  | 3.00  |
|            | SD | 0.772            | 0.779 | 0.000 |
| III群       | M  | 3.33             | 3.55  | 3.27  |
|            | SD | 0.816            | 0.889 | 0.647 |
| 収容分類級による   |    | 7.431** LA, LB>W |       |       |
| F値 勤務年数による |    | 0.994            |       |       |
| 交互作用       |    | 1.355            |       |       |

注) \*\* は1%未満で有意であることを示す。

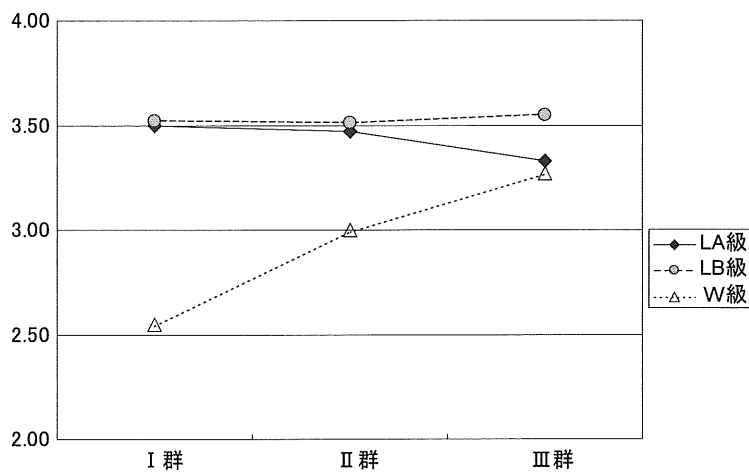


図4 疲労感の平均

表10 不快感についての二要因分散分析結果

|          |         | LA 級            | LB 級  | W 級   |
|----------|---------|-----------------|-------|-------|
| I 群      | M       | 3.45            | 3.29  | 2.45  |
|          | SD      | 0.759           | 0.776 | 0.820 |
| II 群     | M       | 3.26            | 3.27  | 3.00  |
|          | SD      | 0.653           | 0.708 | 0.000 |
| III 群    | M       | 3.25            | 3.40  | 3.27  |
|          | SD      | 0.897           | 0.828 | 0.647 |
| 収容分類級による |         | 3.900* LA, LB>W |       |       |
| F 値      | 勤務年数による | 1.481           |       |       |
|          | 交互作用    | 1.755           |       |       |

注) \* は5%未満で有意であることを示す。

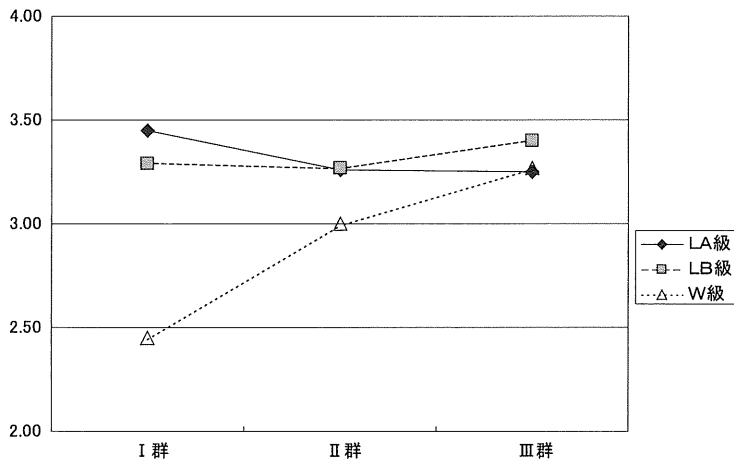


図5 不快感の平均

表11 重責感についての二要因分散分析結果

|          |         | LA 級  | LB 級  | W 級   |
|----------|---------|-------|-------|-------|
| I 群      | M       | 3.50  | 3.65  | 3.27  |
|          | SD      | 0.688 | 0.738 | 0.905 |
| II 群     | M       | 3.58  | 3.76  | 3.56  |
|          | SD      | 0.607 | 0.799 | 0.527 |
| III 群    | M       | 3.67  | 3.67  | 3.18  |
|          | SD      | 0.761 | 0.902 | 0.751 |
| 収容分類級による |         | 2.709 |       |       |
| F 値      | 勤務年数による | 0.570 |       |       |
|          | 交互作用    | 0.326 |       |       |

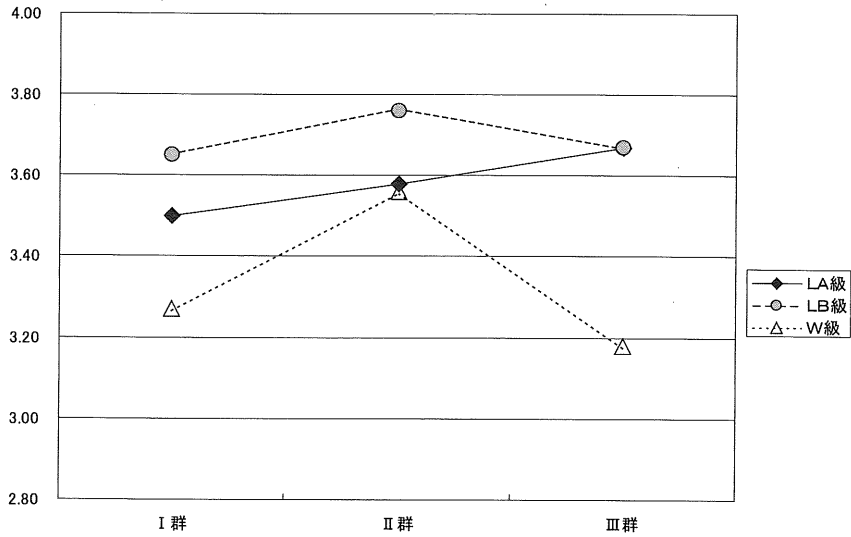


図6 重責感の平均

表12 緊張感についての二要因分散分析結果

|            |    | LA級   | LB級   | W級    |
|------------|----|-------|-------|-------|
| I群         | M  | 3.50  | 3.67  | 3.09  |
|            | SD | 0.761 | 0.734 | 0.831 |
| II群        | M  | 3.58  | 3.54  | 3.44  |
|            | SD | 0.692 | 0.897 | 0.527 |
| III群       | M  | 3.63  | 3.71  | 3.36  |
|            | SD | 0.924 | 0.944 | 0.674 |
| 収容分類級による   |    | 2.153 |       |       |
| F値 勤務年数による |    | 0.464 |       |       |
| 交互作用       |    | 0.406 |       |       |

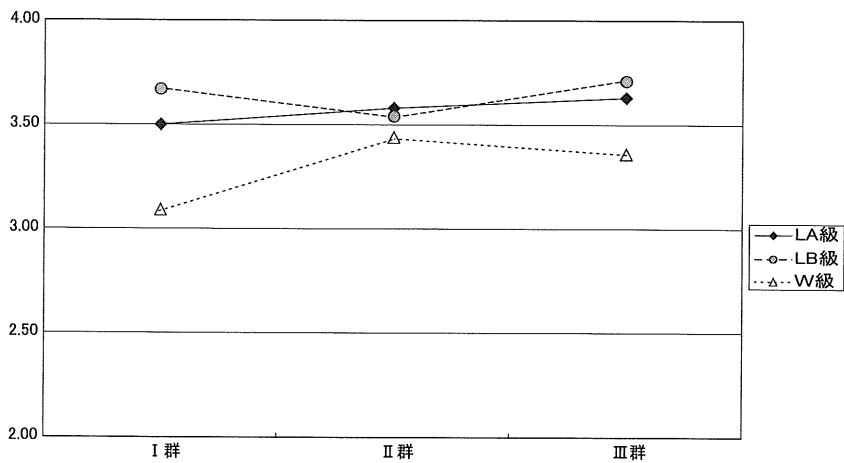


図7 緊張感の平均

## (5) 処遇する上で特に気を付けている点

無期懲役受刑者を処遇する上で特に気を付けている点として、自由記述式で回答を求めたものである。記載された内容については、どの点を強調しているかによって、「保安」、「処遇」、「職員としての関わり方」、「職員としての態度・心構え」、「その他」の5項目に分類した。その結果をまとめたものが表13である。以下に、項目ごとに、具体的な内容について記載する。

## ア 保安

「保安」の面では、「心情・動静把握」に特に気を付けているとするものが多く見られた。

家族からの手紙や写真を見せた後の心情、他の受刑者の釈放前指導等編入に直面したときの心情等を考慮して、他の有期懲役受刑者よりも多く会話を持つようにし、心情把握に努めているとするものである。具体的には、「仮釈放までの期間が長いだけに厭世観が募り自暴自棄になりやすいと思うので『事故（逃走・自

表13 処遇する上で特に気を付けている点

|                     | 件数  |
|---------------------|-----|
| <b>保安</b>           | 47  |
| 心情・動静把握             | 39  |
| 事故（逃走・自殺）           | 6   |
| 規律・秩序維持             | 2   |
| <b>処遇</b>           | 48  |
| 前向き志向・目標、希望を持たせる    | 29  |
| 更生意欲の持続             | 10  |
| 生活指導                | 4   |
| 罪の重さ・反省             | 3   |
| 他の有期刑受刑者との関係        | 2   |
| <b>職員としての関わり方</b>   | 57  |
| 公平・平等・同一            | 24  |
| トラブル防止・仮釈放          | 15  |
| 言葉遣い・気遣い            | 13  |
| 声かけ・注意指導、ほめることの使い分け | 2   |
| 人権尊重・人間性            | 2   |
| 事務的対応               | 1   |
| <b>職員としての態度・心構え</b> | 6   |
| 隙を与えない・気を許さない       | 4   |
| 判断力                 | 1   |
| 重責感・緊張感             | 1   |
| <b>その他</b>          | 9   |
| 面接・居室               | 7   |
| 性格・健康状態             | 2   |
| <b>無記入・特になし</b>     | 68  |
| <b>合計</b>           | 235 |

殺』の防止に特に気を付けている」]、「規律違反を犯せば仮釈放に大きな影響があるので、反則事犯を絶対に起こさせないよう『規律・秩序維持』に気を付けている」とするもの等である。

#### イ 処遇

「処遇」の面では、「前向き志向・目標、希望を持たせる」とするものが多かった。刑期が長いと希望を失わないように常に目標・目的をはっきりもたせるよう気を付けているとし、具体的には書道、絵画、写経等何か打ち込めるものを勧めているというものである。「更生意欲の持続」では、出所するにしてもそれまでの間、有期刑の者より長く服役し、多くの者が先に出所するのを見送ることになるので、「やる気を失わせないように、学習なり何なり目標となるものを設定するとかして自暴自棄にならないよう気を付けている」とするものである。また、「生活指導」では、「本人に無期刑であることを自覚させ生活させている」とするもの、あるいは、現に処遇を担当している対象者は感情的になりやすく、他人を常に意識し、比べて不平不満が多くわがままであるとして生活指導が絶えないとするもの等である。「罪の重さ・反省」では「犯した罪の重さを気付かせ、反省し被害者に対して手を合わせるような気持ちで毎日を生活するよう指導している」とするものであり、「他の受刑者との関係」は有期刑の者が横柄な行動を取り、無期刑の者が辛抱しているとして、「なるべく居室を有期刑の者と一緒にしないよう気を付けている」とするものである。

#### ウ 職員としての関わり方

有期懲役受刑者との混禁状態の中で、有期刑・無期刑を区別せず「公平・平等・同一」な処遇をするよう気を付けているとするものが最も多かった。「トラブル防止・仮釈放」とは、「無期刑の者は懲罰事犯を起こさないために被収容者間の生活において何事も我慢する傾向がある」ため、無期懲役受刑者と有期懲役受刑者を混禁することから生じる受刑者同士のトラブル防止に気を付けているとするもの、また、「受持ち工場はLB級とB級（注1）を約半数ずつ混禁しているため、無期懲役受刑者にはLB級受刑者に反発される行動や言動をとらないよう指導し、B級受刑者にも『満期上等』（注2）と思わせないよう処遇に特に気を付けている」とするものである。無期懲役受刑者にとって仮釈放は最大の関心事であるが、仮釈放への希望を持たせ過ぎず、失わせないように気を付けているとするものがあつた。「言葉遣い・気遣い」では、長期刑の者は言葉遣い一つに対しても敏感になっているので短期刑の者以上に気を付けているとし、「工場全員に訓示するような

注1) 犯罪傾向の進んでいる者

注2) 仮釈放をあきらめて、満期釈放でも構わないとして、生活意欲が減退した状態

場合の話題についても『釈放後の生活に向けて云々』の言葉はできるだけ使わないようにし、また、他の受刑者の仮釈放に関する話題があるときはあまり耳に入れないようにしたり、仮釈放や委員面接（注3）の話はしないとすものなどである。また、注意指導するに際しても、不注意に刑期について触れることのないよう、本人の心情等を不用意に逆なでしないよう気を付けるようにしているとし、反面、無期懲役受刑者であることを意識し過ぎないようにしているとすもの、本人の意見ばかりが多いときもあるので、なるべく聞き過ぎないように気を付けているとすものもあつた。「声かけ・注意指導、ほめることの使い分け」では、ささいなことでも声をかけて、思いやる気持ちで接するよう、注意指導・ほめることの使い分けを十分に意識して行動するよう気を付けているとすものである。「人権尊重・人間性」では、常に人権を尊重することを心掛けているとす、処遇する上で特に気を付けているものは、人間性であるとするものである。「事務的対応」は、感情に左右されず事務的に処置するとするものである。

#### エ 職員としての態度・心構え

「隙を与えない・気を許さない」は、無期懲役受刑者は殺人等の事件を起こしている者が多いため、作業用の道具にも細心の注意を払って、襲われないよう、不意打ちを食わないよう日ごろから気を付けているとすものであり、「判断力」は、無期懲役受刑者は我々の目から見ればまじめであるが、それが出所するためのものか、それとも心から更生して生まれ変わったのかを正しく判断する目を養うよう心掛けているとしている。「重責感・緊張感」は、絶えず重責感、緊張感を持って処遇に当たっているというものである。

#### オ その他

「面接・居室」では、仮釈放までの長い期間には厭世観が募って事故等を起こす恐れが大きいため、面接を機会あるごとに行ってほしいとするもの、定期又は不定期に面接をしてほしいとするものである。無期懲役受刑者という特殊な存在だけに、処遇経過の中で生起する問題も種々であり日々処遇する職員としてもいかんともしがたい問題もあることは容易に想像できることであり、問題によっては分類関係の心理技官や教育関係の教官等の専門スタッフ、さらには教誨師、篤志面接委員等の外部の有識者の適時適切な援助が必要な場面も多々あることと思われる。「居室」は、有期刑の者と一緒にしない、有期刑の者が横柄な行動をとり無期刑の者は辛抱しているというものである。有期刑の者と無期刑の者は、居室を別にしたいが、服役期間の長期化と収容増であることを考えると、これらが居室配置にも影響や制約を与えていることがうかがえる。

---

注3) 仮釈放審査に当たって、更生保護委員会の委員が被収容者に面接すること。

## 3 現在の制度における仮釈放までの運用

現在の仮釈放までの期間について、どのように考えているかを尋ねた項目である。

勤務年数別及び収容分類級別に $\chi^2$ 検定を行った（表14参照）が、有意差は得られなかった。

表14 仮釈放運用について

|             |       | 短すぎる       | 適当     | 長すぎる   | 合計      |          |
|-------------|-------|------------|--------|--------|---------|----------|
| L<br>A<br>級 | I 群   | N 6        | 15     | 0      | 21      | P=0.254m |
|             |       | (%) (28.6) | (71.4) | (0.0)  | (100.0) |          |
|             | II 群  | N 11       | 9      | 0      | 20      |          |
|             |       | (%) (55.0) | (45.0) | (0.0)  | (100.0) |          |
| L<br>B<br>級 | III 群 | N 10       | 12     | 1      | 23      | P=0.121m |
|             |       | (%) (43.5) | (52.2) | (4.3)  | (100.0) |          |
|             | 合計    | N 27       | 36     | 1      | 64      |          |
|             |       | (%) (42.2) | (56.3) | (1.6)  | (100)   |          |
| W<br>級      | I 群   | N 2        | 8      | 0      | 10      | P=0.754m |
|             |       | (%) (20.0) | (80.0) | (0.0)  | (100.0) |          |
|             | II 群  | N 3        | 5      | 1      | 9       |          |
|             |       | (%) (33.3) | (55.6) | (11.1) | (100.0) |          |
| W<br>級      | III 群 | N 3        | 6      | 1      | 10      | P=0.754m |
|             |       | (%) (30.0) | (60.0) | (10.0) | (100.0) |          |
|             | 合計    | N 8        | 19     | 2      | 29      |          |
|             |       | (%) (27.6) | (65.5) | (6.9)  | (100.0) |          |

注) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

## V 考察

## 1 無期懲役受刑者の処遇に関する意識

## (1) 継続意思

二要因分散分析の結果、収容分類級による有意な主効果が得られ、LA級受刑者を処遇する職員群の方が他の二群に比べて有意に継続意思が高かった。

本研究の（その1）で報告したように、無期懲役受刑者の大部分が生命犯であり、殺人、強盗殺人など、重大かつ凶悪な犯罪により入所している点では、LA級も他の群も同様である。しかし、LA級はLB級に比べて犯罪傾向が進んでいない者であり、W級は女子受刑者であるなど、受刑者の質的な違いは存在しており、それが職員の無期懲役受刑者に対する処遇の継続意思にも関係しているのではないかと思われる。

LB級受刑者は、暴力団等反社会的集団との関係がある者、累犯である者など、犯罪傾向の進んだ者であるだけに、処遇する側としては「扱いにくい」という気持ち強いのではないだろうか。また、W級について考えてみると、女子施設では短・長期、無期に関係なく、日中は一緒に生活しているだけに、ある程度は分類されている男子施設の職員よりも処遇に対して困難な面があるかもしれない。また、反対に、特に無期懲役受刑者の処遇に当たっているという意識が乏しいために、継続意思はそれほど高くはないという結果になったとも考えられる。

## (2) 無期懲役受刑者に関する情報量

勤務年数による主効果と勤務年数及び収容分類級の交互作用が有意であった。図2を見ても分かるとおり、LA・LB級では、I群からIII群までそれほど大きな変化は見られないのに対して、W級のI群の情報量の少なさ、同じくW級のIII群の情報量の多さが非常に特徴的である。

本研究の（その1）では、服役期間が長くなるにつれ、男女ともに無期懲役受刑者は職員からの支えを強く感じていることが示され、さらに、その平均値の変化を見ると、特に女子において急激に職員からの支えを強く感じていることが分かった。これは、職員の無期懲役受刑者に関する情報量の変化と同様であり、特に女子施設においては、服役期間の長い無期懲役受刑者に対して、勤務年数の長い職員が深くかわり、それが受刑者の支えとなっていると考えられる。

## (3) 無期懲役受刑者であることをどのくらい意識しているか

分散分析の結果、勤務年数による主効果、勤務年数及び収容分類級の交互作用が有意であった。また、W級のI群の得点の低さが目立つ点でも「無期懲役受刑者に関する情報量」と同様であった。

一方、LA・LB級施設においては、LA級施設では職員の勤務年数によってそれほど差が見られないのに対し、LB級施設ではIII群で得点がやや高くなっている。「継続意思」でも述べたとおり、LA級とLB級の差異は犯罪傾向の程度にあり、より犯罪傾向の強いLB級において、勤務年数の長い職員は無期懲役受刑者であることをより意識して処遇に当たっている可能性がある。本研究の（その1）で、服役期間が21年以上の無期懲役受刑者の場合、懲罰回数が増加する者と、安定したま



まの者がいることが示唆された。その原因については詳細に検討できなかったが、もしその一因が受刑者の質、すなわち LA 級・LB 級の差異によるものと考えれば、その処遇に当たる職員にこうした意識の差が生じるのはうなずける。

#### (4) 無期懲役受刑者と有期懲役受刑者の処遇上の違い

疲労感・不快感の二項目で、W 級施設の職員の方が LA・LB 級施設の職員よりも有意に得点が低いという結果であった。

通常言われている、保安面での負担が女子施設では比較的少ないことのあらわれであろうか。

#### (5) 処遇する上で特に気を付けている点

最も多かったのは「職員としての関わり方」に関する項目であった。中でも、「公平・平等・同一」が24件であり、有期刑と無期刑の者が混禁収容されているが同一場面で処遇されることが多く、その中での処遇の難しさが推察される。本研究の（その1）でも指摘したとおり、無期懲役受刑者の仮釈放までの期間は長期化しているという現状であり、さらに、近年の過剰収容の問題を加えると、無期懲役受刑者の服役によるストレスは非常に高まっていると考えられる。しかし、「満期」のない無期懲役受刑者が懲罰の対象となるような行為を行うと、ますます仮釈放までの期間が長くなるだけに、有期懲役受刑者よりも更にストレスをため込んでいる面もあり、職員はそうした厳しい状況を理解して、「トラブル防止」に心掛け、担当する無期懲役受刑者になるべく早く仮釈放されるよう処遇に当たっている様子がうかがえる。

また、下位項目を見ると「心情・動静把握」が最も多く、次いで「前向き志向・目標、希望を持たせる」であった。これらは、どの受刑者にとっても重要なことではあるが、特に先の見通しが立ちにくい無期懲役受刑者に前向きな意欲を持たせることは難しく、担当職員にしてみれば、処遇上最も気を遣う点といえるだろう。

### 3 現在の制度における仮釈放までの運用

勤務年数及び収容分類級別に  $\chi^2$  検定を行ったが、有意差は得られなかった。しかしながら、調査対象職員232名中の36.6%（85名）が「短すぎる」、59.1%（137名）が「適当」、4.3%（10名）が「長すぎる」と回答している。

したがって、現在の運用状況を適当であると考えている職員は少なくないことが分かる。無期懲役受刑者の服役期間は以前に比べて長期化傾向にあり、本研究の（その1）でも示したとおり、服役期間が21年以上を超える者が全体の二割以上を占めている。本調査は、無期懲役受刑者自身への調査と同時期に実施されていることから、こうした服役期間の長期化を踏まえた上で、適当な期間となったと考えているといえる。

## VI まとめ

我々は、無期懲役受刑者の実態を調査し、明らかにするために、無期懲役受刑者の意識の変化や、その変化を一番身近で見続けている職員の意識についての研究を行った。

今回の報告は、その職員の意識に関するものである。その中で、第一線で勤務する職員は無期懲役受刑者の在所期間が長期化している現状を妥当と考えていることや、その長い在所期間に対して前向きな意欲を失わせないよう受刑者の心情安定に気を遣っていること等が示された。

今回、本研究の実施に当たり、調査に御協力を賜った法務省矯正局をはじめ矯正施設関係各位に対して、心から謝意を表します。

## 引用文献

保木正和・増田哲三・浅野千晶・田島秀紀 2002 無期懲役受刑者に関する研究 中央研究所紀要, 12, 21-64

## 参考文献

橋本鍵一・徳山孝之・大川力 1969 無期受刑者に関する研究～第1報告～ 法務総合研究所研究部紀要, 2, 41-71

森岡壽夫 1954 長期受刑者の特性について 矯正教育(矯正教育論集), 5(2) 別冊, 7-13

整理番号

## CARIC調査 (担当職員用)

矯正協会附属中央研究所

調査の目的とお願ひ

本調査は、無期懲役受刑者の属性等を含めた実態及び意識、並びに同受刑者担当職員  
の意識について多角的に調査し、無期懲役受刑者の処遇に資する基礎的な資料を得  
ようとするものです。

つきましては、その一環として、無期懲役受刑者の処遇を日々担当する職員の皆さ  
んにアンケートに答えていただき、その職務意識を明らかにすることで、今後の無期  
懲役受刑者処遇に役立つ資料を提示したいと考えています。

このような目的をご理解のうえ、皆さんの意識が正確に調査に反映するよう、お忙  
しいところですが、ご協力お願いいたします。

なお、調査用紙には名前を書き必要はありませんし、セツトになっている封筒に密  
封して提出していただきますので、あなたの回答は他の人には分かりません。また、  
調査結果は全体をまとめてコンピューターで統計的に処理しますので、皆さんがどの  
ように答えたか個人的に問題になることはありません。

思ってもままを回答していただくようお願いいたします。

### 調査票の答え方

次のページから始まる各事項に対して、右側の回答欄の「あてはまらない」から「あてはまる」  
までのうち、あなたの考えに近いものを1つ選んで、その数字のところに○を付けてください。

回答欄

|            |   |   |   |   |   |       |
|------------|---|---|---|---|---|-------|
| あてはまらない    | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | あてはまる |
| すこしあてはまらない |   |   |   |   |   |       |
| あてはまる      |   |   |   |   |   |       |

(質問) 私は映画を見るのが好きである。

←  1  2  3  4  5

「あてはまる」が一番あなたの考えに  
近いときは、ここに○をつけず。

ここから質問に入ります。順番に答えてください。

下記の項目について、あてはまる数字を記入欄に記入してください。

| 番号 | 項目  | 記入欄 |
|----|---|-----|
| 問1 | 性別<br>(男性は1、女性は2を記入してください)  |     |
| 問2 | 年齢<br>(30歳であれば30のように、年齢を数字で記入してください)  |     |
| 問3 | 勤務年数<br>(修正の仕事に就いてからの年数(月数は切り捨て)を記入してください。<br>例えば12年6ヶ月の人は12と記入する。また、1年未満の人は0と記入<br>してください) |     |
| 問4 | 階級 (下記の内容から1つ選んで右の欄に数字を記入してください。)   |     |
| 問5 | 勤務の内容 (下記の内容から1つ選んで右の欄に数字を記入し、その他の場<br>合は、( )内に具体的に記入してください)                                |     |
|    | 1 副看守長 2 看守部長 3 主任看守・看守<br>1 工場担当 2 倉庫担当 3 交代担当 4 内務、警備担当<br>5 その他( )                       |     |

問6  
理由、無期懲役受刑者の処遇に携わっているわけですが、今後も携わっていきたくありませんか。  
下の事項のうち「どうしても替わりたくない」から「ずっと続けたい」のうち、あなたの考え方に近い  
数字を1つ選び、右の回答欄に数字を記入し、差し支えなければ、その理由についても( )内に  
記入してください。

- 回答欄
- 1 どうしても替わりたくない
  - 2 機会があったら替かりたい
  - 3 どちらともいえない
  - 4 替わりたくないと思うことはあるが、このまま続けることになる
  - 5 ずっと続けたい

理由: [ ]

問7  
担当している無期懲役受刑者の犯した犯罪内容や、生刑歴などをどの程度知っていますか。「よ  
く知っている」から「まったく知らない」のうち、あてはまる数字を1つ選び、右の回答欄に数  
字を記入してください。

- 回答欄
- 1 よく知っている
  - 2 ある程度知っている
  - 3 少しは知っている
  - 4 あまり知らない
  - 5 まったく知らない

問11

無期懲役受刑者を処遇する上で特に気を付けている点があれば、下欄に記入してください。

\*\*\* これでおわりです。\*\*\*  
\*\*\*つけ忘れがないが、もう一度1枚目から見直してください。\*\*\*  
\*\*\*ご協力ありがとうございます。\*\*\*

問8 あなたが担当している受刑者が無期懲役受刑者であることをどの程度意識して処遇に当たっていますか。「非常に意識している」から「ほとんど意識していない」のうち、あてはまる数字を1つ選び、右の回答欄に数字を記入してください。

- 1 非常に意識している
- 2 ある程度意識している
- 3 少しは意識している
- 4 あまり意識していない
- 5 ほとんど意識していない

回 答 欄

問9 無期懲役受刑者の処遇とその他の受刑者に対する処遇とは違いがあると思えますか。「1」から「4」の項目それぞれについて、「強い」から「弱い」までのうち、あなたの考え方に近い数字を1つ選んで、その数字に○をつけてください。

- |       |   |   |   |
|-------|---|---|---|
| 1 疲労感 | 強 | や | 変 |
|       | い | や | や |
|       | 1 | 弱 | ら |
|       | 2 | い | ら |
|       | 3 | い | な |
|       | 4 | い | い |
|       | 5 |   | い |
| 2 不快感 | 1 | 2 | 3 |
| 3 重責感 | 1 | 2 | 3 |
| 4 緊張感 | 1 | 2 | 3 |
|       | 4 | 4 | 4 |
|       |   | 5 | 5 |

回 答 欄

問10 無期懲役受刑者における現在の仮釈放までの期間について、犯した罪の重大性からして、どのように考えていますか。下の「1」から「3」のうち、あなたの考え方に近い数字を1つ選び、右の回答欄に数字を記入してください。

- 1 現行のままでは短すぎる。もっと伸ばすべきだ。
- 2 現在の運用が適当だ。
- 3 長すぎる。もっと短くても良い。

回 答 欄

\*\*\* 次のページに進んでください。\*\*\*